

新浜処理区

2 0 2 5 年 度

福 山 市 地 吹 町 外 2 か 町 地 内

下 水 道 管 渠 耐 震 化 工 事 (7 - 2 1) 実 施 設 計 書

路線名: _____

当 初

工事延長	116.3	m
管渠更生工(既設管径2200mm)	113.3	m
マンホール管口耐震化工	2	箇所

工
事
概
要

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

1. 本特記仕様書は、福山市上下水道局工務部管路整備課の発注する工事に適用する。
2. 管渠更生工事を施工するに当たっては、技術者が認定等を受けている（公財）日本下水道新技術機構が建設技術審査証明した下水道管渠の更生工法（製管工法）で施工を行い、平成29年7月発刊（公財）日本下水道協会「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2017年版ー」で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。
3. マンホール更生工事を施工するに当たっては、技術者が認定等を受けている（公財）日本下水道新技術機構が建設技術審査証明した下水道管渠の更生工法（下水道用マンホール更生工法または防食工法）で施工しなければならない。

第2節 留意事項

1. 本特記仕様書に記載のない事項については、「福山市工事請負契約約款（契約書を含む）」、「設計図書（別冊図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう）」、「福山市上下水道局建設工事施行規程」、「福山市上下水道局工事検査技術基準」、「福山市下水道構造標準図」、「下水道土木工事共通仕様書(案)-2021年版-〔(公財)日本下水道協会〕」、「広島県土木工事共通仕様書（令和6年8月）」、その他関係規則によるものとする。
2. 施工にあたり、日本国の関係諸法令、諸官公庁の通達、施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署への届出及び許可等の手続きを速やかに行ない、監督員に報告すること。
3. 施工にあたり、必要な事項及び固有の条件等は、この特記仕様書によるもののほか、別紙、施工条件表のとおりとする。なお、施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。
4. 契約約款第3条に基づき、契約締結後14日以内に工程表を作成し、提出すること。
5. 着工前に地元関係者と本工事の施工方法等について、十分に打合せ等を行い理解を得て円滑に工事が完成するよう努めること。
6. 工事開始日以降40日以内に着手すること。
7. 本工事は、法定外の労災保険契約の保険料を見込んでいる。
8. 本工事は、供用している下水道施設の改築工事であるため、下水道施設の使用に支障とならないよう下水を通水させながら施工すること。

第3節 事業損失防止

1. 施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、振動等を原因として生じた、建物等の損害等の補償に関しては、「福山市上下水道局建設工事損失補償事務特記仕様書」によるものとする。
2. 建物等の近接する区間の施工には、細心の注意をはらい施工すること。また、受注者は必要に応じて事前に建物等の調査を実施すること。なお、調査箇所等を変更をする必要がある場合は、別途、協議すること。
3. 事業損失が発生する可能性があるときは、監督員と協議すること。
4. 下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに速やかに現状復旧すること。
5. 作業にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

第4節 提出書類

1. 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手すること。
 - ①現場代理人及び主任技術者等指名届
 - ②工程表（契約締結後14日以内）
 - ③職務分担表
 - ④緊急連絡届
 - ⑤施工計画書
「広島県土木工事共通仕様書」及びH29.7(社)日本下水道協会発刊「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2017年版ー」および各更生工法協会で定められている基準（以下「ガイドライン」とする。）に記載された施工計画書例に準拠し作成すること。更生工法は、採用工法により施工方法が異なっているため、工法ごとに定められた施工手順・管理手順・管理値等の必要事項と管理基準を記載すること。現場条件により通常の管理方法がとれない場合は、個別の現場条件に適正な記載内容とする。
 - ⑥工法承認願（公財）日本下水道新技術機構で建設技術審査証明を受けたものの写し
 - ⑦酸素欠乏危険作業主任者届（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと）
2. 提出した書類の内容を変更する必要があるが生じた時は、ただちに変更届を提出すること。
3. 受注者は、工事が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
 - ①完成通知書
 - ②提出図書1式
「ガイドライン」に記載された特記仕様書例に準拠し作成すること。
 - ③請求書
4. 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

第5節 主任（監理）技術者の配置等

1. 主任（監理）技術者の専任期間等
専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。なお、工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は、引渡しを受けた日までとする。
 - ①契約書上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
 - ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任（監理）技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。
 - ④工事完成後、検査が終了し、事務手続きなどの残務があり、引渡しを受けるまでの期間
2. 主任（監理）技術者の変更の特例
次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任（監理）技術者の変更ができるものとする。
 - ①技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護による就業不能、または退職等の真にやむを得ない理由により交代が必要と認められるとき
 - ②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき
 - ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する時点
なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

第6節 地先住民等との協調

1. 受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
2. 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
3. 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
4. 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

第2章 施工

第1節 安全対策

1. 片側交互通行及び通行止め等の交通制限を行う場合は、関係官公署の許可条件を遵守し、安全かつ円滑な交通を確保して事故発生のないように努めること。
2. 作業現場、作業用地内の整理整頓に留意して必要な安全施設の設置等を行い、関係者以外の入りを禁止して危険防止に努めること。
3. 路面の補修及び転落防止対策に努めるなど、交通及び保安上の十分な措置を講じること。
4. 作業時間外（夜間等）に交通制限を行う場合は、その範囲を最小限とし夜間の保安施設は注意灯、回転灯及び防護柵等を設置して十分に配慮すること。
5. 施工に伴い事故が発生した場合は、迅速に所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、並びに事故による被害の内容等について、速やかに「事故等速報」等により、監督員に報告すること。
6. 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事災害対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
7. 作業中、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに処置できるよう「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(平)平成20年10月」を基に対策を策定し、施工計画書に記載すること。
8. 事故防止を図るため、安全管理については、施工計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

第2節 安全教育

1. 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
2. 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

第3節 労働災害防止

1. 現場の作業環境は、常に良好な状況に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
2. マンホール、管渠などに入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中に常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が指示を求めた場合は、その指示に従うこと。
3. 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
4. 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導警備員を配置すること。

第4節 公衆災害防止

1. 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び歩行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
2. 作業現場には、管渠更生工事と明示した標識を設けるとともに、歩行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
3. 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
4. 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
5. 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

第5節 現道工事における保安施設

1. 保安施設は、「広島県土木工事共通仕様書」による現道工事における保安施設設置図(案)及び保安施設設置基準を基本とし、現場条件等に応じ適切に実施すること。ただし、「工事表示板」及び「工事情報看板」、「工事説明看板」、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとすること。なお、この標準様式によらない場合は、監督員と協議すること。
2. 保安施設のうち工事情報看板の設置時期については、工事現場周辺の住民及び道路利用者等に十分周知の図れるよう事前に設置すること。また、その他の保安施設の設置時期は、現場着手にあわせて適切な時期に設置すること。
3. 作業休止中（休日等）で通行に支障のない場合は、作業のないことの周知を図れるように標識等を撤去またはシート等にかく等、措置すること。
4. 施工に伴い止むを得ず路面に段差が生じた状態で交通開放する場合は、通行者に周知を図れるよう警戒看板等を設置するとともに、通行者の安全に十分配慮すること。
5. 台風等により暴風雨が予測される場合は、保安施設（工事看板等）が頑丈に固定されていることを確認するとともに、設置場所等の状況によっては、一時撤去し、飛散しないように最善の策を講ずること。
6. 「工事表示板」、「工事情報看板」、「工事説明看板」、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとする。なお、看板の寸法は、現場条件等に応じて適切な大きさとすること。



- 何の工事を何の目的で実施しているかをわかりやすく示す「工事内容」を表
- 「工事期間」は、一目でわかるように、終了日のみを表示し、枠囲みや大き
- 工事内容を簡潔に説明した



第6節 交通誘導警備員

1. 交通誘導警備員を配置するにあたって、安全かつ円滑な交通が確保できるよう状況を十分に把握し、現場条件に応じた適正人員の確保及び配置を行うこと。また、交通誘導警備員に対して、現場条件に関する教育等を行うこと。
2. 受注者は工事現場の交通状況を十分に把握し、交通誘導警備員の休憩、休息時間において交通誘導警備員が必要な場合は、監督員と協議を行って交替要員を配置するものとし、必要と認められる場合は契約変更できるものとする。
3. 交通誘導警備員の積上げ人数は、交通誘導の対象となる施工量に対し、作業日当日標準作業量から必要人数を見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、施工実績等による交通誘導警備員の積み上げ人数の増員に対する変更は行わない。また、工事実績の交通誘導警備員が減となった場合は、実績数量により変更を行わない。ただし、交通誘導警備員の対象となる施工量に増減等が生じた場合はこの限りでない。
4. 交通誘導警備員Aとは、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。
5. 交通誘導警備員Bとは、警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するものをいう。
6. 「警備員等の検定等に関する規則」により、広島県公安委員会から認定告示（2020年10月1日広島県公安委員会告示第73号）のあった路線に係る交通誘導を実施する場合には、交通誘導警備員Aを誘導日あたり1名以上配置すること。

第7節 更生工法

1. 施工
①管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
②仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流にいつ水が起らない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流にいつ水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
③受注者が監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
④作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄、清掃すること。
⑤作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を撤出し、作業場所の清掃に努めること。
2. 管理
①施工管理に関わる事項については、「ガイドライン」に準拠し行うこと。
②品質管理に関わる事項については、「ガイドライン」に基づき施工前・施工時・しゅん工時について十分管理し、提出書類を作成して監督員に報告すること。
③品質管理に必要なサンプル採取・試験の実施等の費用は原則積上げ計上は行わない。
しゅん工時において耐薬品性の試験頻度は工法毎、充てん材の圧縮強度試験は注入日毎とし、製管タイプのうち、日本下水道協会のⅡ類資材材として登録されているものについては、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、当局の承諾を得たうえで耐薬品性試験の実施は免除できるものとする。
④内面に目視確認できるシワ（不十分な前処理も含めて施工不備により更生管内面に生じる断面方向あるいは縦断方向の凸）の発生することのないよう適切な施工を行うこと。
⑤出来形管理に関わる事項については、「ガイドライン」に準拠し行うこと。また、既設管と同等以上の水理性能を確保すること。
3. 下水汚泥の処理について
①計量伝票（原本）マニフェスト等を提出すること。
②搬出先においては、許可看板と処分状況が確認できるよう写真撮影を行い提出すること。
4. その他
本仕様書は、現場条件に適合する最も経済的な工法を見込んでおり、実施工法による設計変更はしない。

第8節 現場管理

1. 施工方法、建設機械の騒音及び振動の大きさ、発生実態、発生機構等について十分理解し、工事現場及び現場周辺の状況に留意して施工すること。
2. 施工に伴い通常避けることができない損害等の発生が予想される場合は、速やかに監督員に協議すること。
3. 小黒板情報電子化対応ソフトウェアを使用する場合は、「土木工事共通仕様書（広島版）」に従い、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで、使用する機器・ソフトウェア等について工事着手までに提出すること。また、工事完成時に小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出すること。

第9節 地下埋設物

1. 工事着手前には、地下埋設物及び地下構造物の調査を行うとともに、当該管理者に立会を求めてその位置を確認し、管理者の指示を遵守して埋設物及び構造物に損害を与えないよう注意して施工すること。
2. 必要に応じて試掘を実施し、その位置を確認すること。また、当該管理者との協議及び試掘の結果を発注者へ提出すること。

第10節 環境対策

1. 施工に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について、関係法令及び仕様書の規定を遵守の上、周辺地域の環境保全に努めるものとする。また、施工計画及び工事実施の各段階において十分検討して必要な措置を講ずること。
2. 受注者は、大気汚染防止法に基づき本工事が特定工事に該当するかについて、事前調査（設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査等）を行いその結果を監督員に説明し、事前調査結果（受注者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果等）を現場の公衆に見やすい場所に掲示すること。なお、掲示物の大きさは長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上、縦長横長問わず）とする。また、監督員への説明書面の写し、及び事前調査の記録は、工事完了後3年間保存すること。
3. 資機材等の運搬にあたっては、運搬経路及び作業時間帯に留意すること。
4. 施工方法、建設機械の騒音及び振動の大きさ、発生実態、発生機構等について十分理解して、工事現場及び現場周辺の状況に留意すること。
5. 広島県土木工事共通仕様書（令和6年8月）『1-1-1-33 環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第2次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

第11節 工事用地

1. 本工事に必要な現場事務所及び資材置場等の用地は、全て受注者の責任と負担において確保すること。

第12節 情報共有システムの利用

1. 情報共有システムとは、業務の効率化を図り、受発注者間の情報を電子的に交換・共有するものであり、本工事が対象であるかは施工条件表を参照すること。
2. 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム <http://www.hdobok.or.jp/koujijyoushoushitumenu2.html>
3. 受注者は、情報共有システムの利用対象としないことを希望する場合は、契約後すみやかに発注者にその旨を協議し、承諾を得ること。
4. 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、（一社）広島県土木協会に利用申込みを行い、利用料を支払うものとする。
5. 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、「情報共有システム利用手引(土木工事)」に基づき運用すること。

第13節 週休2日適用工事

1. 週休2日適用工事は、持続可能な建設産業の実現に向けた労働環境の改善を目的とする工事であり、本工事が発注者指定対象であるかは、施工条件表を参照すること。
2. 「発注者指定型」とは、週休2日適用工事として発注者が指定するものをいう。
3. 「受注者希望型」とは、発注者が週休2日適用対象として発注者が指定した工事で、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日適用工事として取り組む旨を申し出たものをいう。

第3章 建設副産物

第1節 建設発生土

1. 本工事に発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時的たい積を含む。）のいずれかに搬出するものとする。
また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時的たい積を含む。）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分にかかる費用（単価）は変更しない。
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時的たい積を含む。）への搬出が困難となった場合は協議するものとする。
2. 搬出先においては、処分状況が確認できるよう、写真撮影を行なうとともに、計量伝票等を監督員に提出すること。

第2節 建設汚泥

1. 建設汚泥は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を遵守し、適正に処理しなければならない。
2. 建設汚泥は、広島県及び廃棄物処理法政令市が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設へ搬出し再資源化しなければならない。
3. 搬出先においては、許可看板と処分状況が確認できるよう、写真撮影を行なうとともに、伝票等を提出すること。また、必要に応じて現地確認、立入り調査等を行なうこと。
4. 再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、広島県及び廃棄物処理法政令市が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

第3節 特定建設資材廃棄物（アスファルト塊、コンクリート塊等）

1. 特定建設資材廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を遵守し、適正に処理しなければならない。
2. 特定建設資材廃棄物は、広島県及び廃棄物処理法政令市が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設へ搬出し再資源化しなければならない。
3. 搬出先においては、許可看板と処分状況が確認できるよう、写真撮影を行なうとともに、伝票等を提出すること。また、必要に応じて現地確認、立入り調査等を行なうこと。
4. 再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、広島県及び廃棄物処理法政令市が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

第4節 「広島県土砂の適正処理に関する条例」に係る届出及び許可

1. 土砂の搬出
建設発生土について、500m³以上（一時的たい積場については500m³/月以上）の土砂を事業区域外へ搬出するときは、「広島県土砂の適正処理に関する条例」（平成16年広島県条例第1号、以下「広島県土砂条例」という。）第2章第8条に基づき、土砂の搬出に係る計画を定め、当該土砂の搬出を開始する日から起算して20日前（一時的たい積場については、当該計画に係る月の初日の10日前）までに、福山市長へ届け出なければならない。
2. 埋立行為（埋立て、盛土、たい積）
建設発生土について、事業区域外において土砂埋立区域の面積が2,000m²以上となる土砂の埋立行為を行う場合は、土砂埋立区域ごとに福山市長の許可を受けなければならない。

第5節 産業廃棄物の場外保管

1. 本工事に発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。
ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

第6節 再生資源利用計画

1. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

第4章 熱中症対策

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

1. 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日間、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日及び振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
2. 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温又は最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
3. 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なお、本工事において、上記地上観測所及び観測地点は、「福山」とすることを標準とする。
4. 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督員に提出すること。
5. 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督員と協議するものとする。
6. 積算方法は次のとおりとする。

- (1) 補正方法
- ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。ただし、現場管理費率の補正は、「積算寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本通知の補正値を合計し、2%を上限とする。
 - イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
 - ウ 補正値 (%)＝真夏日率×1.2
- (2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
7. 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることが出来る。
 8. 検査員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

第5章 その他

1. 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
2. 設計図書に特定に明示されていない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
3. その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。
4. 更生管仕様については、下記の条件ならびに「ガイドライン」に基づき、更生管構造計算及び耐震計算レベル1及びレベル2を行ない決定することとする。また、その結果がわかる資料を作成し監督員に提出すること。
なお、土質条件については、契約後に発注者から受注者に対し、資料を提供する。

自立管

①既設管渠の評価

耐荷能力を見込まない。

②荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。

③更生管厚の算定式

「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」及び「下水道用強化プラスチック複合管（JSWAS K-2）」とする。

複合管

①既設管の評価

コンクリート 測定結果による

※シュミットハンマー等で強度測定（3箇所/スパン）を行うこと

鉄筋100%

※鉄筋露出が見られる場合は監督員と協議

②荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。ただし、水平土圧や活荷重による水平土圧を考慮できる現場条件の場合には水平荷重を見込むことができる。

③更生管の構造計算

更生管の構造計算は終局耐力を評価できる限界状態設計法によることとする。ただし、JSWAS A-1の外圧試験に基づき申告値以上又は新管同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。

既設管渠の概要

路線番号	既設管 管種・管径	路線延長(m)	管渠延長(m)	後輪荷重
K164139023	鉄筋コンクリート管 φ2200mm	116.25	113.25	T-25

5. 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、または、疑義が生じた場合は、その都度、速やかに監督員と協議を行なうこと。

施 工 条 件 表

対象工事名 : 下水道管渠耐震化工事(7-21)

項目	事 項	該 当	内 容			
① 計 画 準 備 関 係	施工計画書等の提出	● あり ○ なし	現場着手に先立ち、「広島県土木工事共通仕様書」及びH29.7(社)「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2017年版ー」及び各更生工法協会で定められている基準に基づき施工計画書を作成し、監督員の確認を得ること。			
		● あり ○ なし	現場着手に先立ち、「広島県土木工事共通仕様書」及びH29.7(社)「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2017年版ー」及び各更生工法協会で定められている基準に基づき主要資材承認書を作成し、監督員の確認を得ること。			
	変更図面の作成	● あり ○ なし	設計図書に基づき現地の測量等を行い、試験掘りの結果及び地下埋設物等の状況について照査し、管路の法線及び高さ等に変更が生じた場合は、変更図面を作成し、提出すること。			
	誓約書の提出	○ あり ● なし	試験掘りに先立ち、水道管、ガス管、その他の地下埋設物に対し、施工による不測の事態に対処するため、各管理者に誓約書を提出すること。また、その誓約書の写しを提出すること。 なお、福山市上下水道局に提出する誓約書には、福山市上下水道局指定の配水本管工事施工資格業者を誓約業者として指定すること。			
	協議	● あり ○ なし	次のとおり、関係機関及び地域住民等との協議を行うこと。			
			関係機関	事項	協議の内容	備考
			関係機関	関係法令	関係法令に対する、届出、許可など	
			沿線商店	車両出入口	施工時間及び作業時間外の交通規制形態	
その他			施工方法等	地元関係者(土木常設員、町内会役員、水利役員)、その他関係者への説明		
段階確認	● あり ○ なし	施工の重要な段階において、監督員の段階確認を受け、適切に実施すること。 なお、段階確認の工種及び時期、箇所等については、監督員と事前に協議すること。				
情報共有システム	● あり ○ なし	設計金額3,500万円以上の工事は、原則として情報共有システムを利用する。				

項目	事項	該当		内容						
② 工程関係	工事期間	●	あり	○	なし	工事期間は、次のとおりの期間の合計としている。また、本工事着手までの準備期間とし40日間を、検査期間は14日間を見込んでいる。 なお、この工事期間には、雨天、休日等（作業期間内の全土曜日及び日曜日、並びに休暇等）を含んでいる。				
						<input checked="" type="checkbox"/> 準備期間	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事施工期間	<input type="checkbox"/> 建物等調査期間	<input checked="" type="checkbox"/> 変更協議期間	<input type="checkbox"/>
	関連する別途工事	●	あり	○	なし	本工事に関連して、次の工事が施工、施工予定とされているため、相互に連絡・調整等を密にし施工すること。				
						関連工事の名称	発注者名	予定期間	備考	
						下水道管渠耐震化工事(7-22)	福山市上下水道局	~2026年10月30日		
制約条件	●	あり	○	なし	施工時期、施工時間及び施工方法に制約条件があるため、次のとおり、適切な処置を行うこと。					
					場所	制約の要因	制約の内容		備考	
					全体	円滑な交通の確保	施工時間帯は昼間とし、道路使用許可条件を遵守するものとする。			
③ 用地関係	借地	○	あり	●	なし	次のとおり、借地を見込んでいる。				
						場所	目的	面積	使用後の処置	備考
工事用地	○	あり	●	なし	工事区間において、次のとおり、一部未処理用地がある。					
					場所	面積	協議内容	完了見込時期	備考	
④ 周辺環境保全関係	建設公害の処置	●	あり	○	なし	騒音・振動・粉塵・その他の防止のため、次のとおり、適切な処置を行うこと。				
						項目	処理方法		備考	
						建設機械（全般）	排ガス対策型の使用			
濁水・湧水の処理	○	あり	●	なし	施工に伴い発生する濁水・湧水は、水槽等の沈砂池により適切に処理し、排水すること。					
⑤ 安全対策関係	近接施工	○	あり	●	なし	重要施設に近接した施工となるため、次のとおり、適切に管理を行うこと。また、そのチェックリストを提出すること。				
						場所	近接する施設	条件		備考
	○	あり	●	なし						

項目	事項	該当		内容				
⑥ 建設副産物関係	建設発生土	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	当該工事により発生する建設発生土は、広島県が公表する建設発生土処分先一覧表に記載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）に搬出するものとする。				
	建設汚泥（泥土）	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	建設汚泥（泥土）は、次の運搬先を見込んでいる。				
				種別	搬出場所	運搬距離	備考	
	建設汚泥（泥水）	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	建設汚泥（泥水）は、次の運搬先を見込んでいる。				
				種別	搬出場所	運搬距離	備考	
	特定建設資材の廃棄物	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	特定建設資材の廃棄物は、次の運搬先を見込んでいる。				
				種別	搬出場所	運搬距離	備考	
建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	建設副産物情報交換システムの登録対象工事である。					
広島県土砂の適正処理に関する条例	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	「広島県の土砂の適正処理に関する条例」に係る届出及び許可の対象となる工事である。					
⑥ 仮設関係	水替	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし					
	仮設電力設備	<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	次のとおり、仮設電力設備を見込んでいる。				
				場所	設備の種類			備考
				管渠更生工	<input checked="" type="checkbox"/> 発動発電機	<input type="checkbox"/> 低圧受電	<input type="checkbox"/> 高圧受電	
一般搬入道路	<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	一般道路を搬入路として使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。					
			搬入道路	期間	時間	工事中・後の処置	備考	
			全ての道路	工事期間	8時～17時	随時路面等の清掃、工事後舗装等の欠損部補修	処置は使用に伴い影響があった場合	
仮設道路	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	仮設道路を設置・使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。					
			期間	安全施設	使用中の処置	使用後の処置	備考	

項目	事項	該当		内容			
⑦ 工事支障物件関係	試験掘り	○ あり	● なし	施工に先立ち、地下埋設物等の位置を確認するため、次のとおり、試験掘りを行うこと。			
				場所	確認物件	方法	備考
	本工事に含まれる移設工事	○ あり	● なし	本工事では、次の移設工事を含んでいる。			
				場所	移設物件	移設の形態	設計見込金額（税抜）
	工事支障物件	○ あり	● なし	次の物件について、工事の支障となる可能性があることを見込んでいる。 なお、試験掘り等の結果により、別途、協議を行うこと。			
場所				支障物件	内容	備考	
	○ あり	● なし					
⑧ その他	工事完成のお知らせ	● あり	○ なし	完成検査が終了した後、工事沿線の関係者に対して「下水道工事完成のお知らせ」（別途、参考様式有り）を配布すること。			
	週休2日適用工事 発注者指定	○ あり	● なし	「発注者指定型」 本工事は、週休2日対象工事です。詳細については、別紙（福山市上下水道局週休2日適用工事の実施について）によるものとします。			
		● あり	○ なし	「受注者希望型」 本工事は、週休2日対象工事です。詳細については、別紙（福山市上下水道局週休2日適用工事の実施について）によるものとします。			

福山市上下水道局週休2日適用工事の実施について

1 福山市上下水道局週休2日適用工事の実施に係る用語の定義は次の各号に定めるものとする。

(1)「週休2日」とは、次のアからイまでに定める区分に応じ、各条件を満たすものをいう。

ア 「完全週休2日(土日)」とは、対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)毎に現場閉所又は現場休息(以下「現場閉所等」という。)を原則として土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日以上現場閉所等を行うものをいう。

イ 「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所等の日数が、4週8休(現場閉所等の割合が28.5%(8日/28日)以上のものをいう。以下同じ。)以上であるものをいう。

(2)「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(3)「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(4)「対象期間」とは、工事着手日(準備期間(契約上の工事の始期から現場事務所などの設置、測量、本体工事又は仮設工事のいずれか最も早い日までの期間をいう。)を除く。)から工事の完成日(後片付け期間(契約図書に基づく工事目的物の施工が全て完了し、余剰資材等の撤去、現場の清掃等、工事の完成検査を受けるために必要な作業を行う期間をいう。)を除く。)までの期間をいう。ただし、次の期間は対象期間から除くものとする。

ア 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

イ 工場製作のみが行われている期間

ウ 災害時の緊急対応その他受注者の責めによらず、休工又は現場作業を余儀なくされた期間

(5)「発注者指定型」とは、週休2日適用工事として発注者が指定するものをいう。

(6)「受注者希望型」とは、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日適用工事として取り組む旨を申し出たものをいう。

2 週休2日は、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 完全週休2日(土日)

1 (1) アに定めるところにより実施するものとする。ただし、対象期間内のうち、日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことで実施できるものとする。

(2) 月単位の週休2日

1 (1) イに定めるところにより実施するものとする。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所等では4週8休に満たない月又は日数が28日に満たない月においては、当該月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことにより実

施できるものとする。

- 3 受注者は、受注した工事が発注者指定型の場合は、工事着手までに監督員に対し、実施する週休2日の区分について申し出るとともに、現場閉所（現場休息）計画表兼実績表（様式1）（以下「計画表」という。）を提出するものとする。
- 4 受注者は、受注した工事が受注者希望型の場合は、工事着手までに監督員に対し、週休2日実施の有無及び実施する週休2日の区分について申し出るとともに、実施する場合は計画表を提出するものとする。工事着手前に週休2日を実施しない旨を申し出た場合は、工事着手後の週休2日を実施する旨の申出は受け付けられないものとする。なお、週休2日実施を希望しない受注者は、6～7に規定する義務を負わない。
- 5 受注者は、天候を理由として現場閉所等を行う場合のほか、次に掲げる場合は、監督員との協議により工事着手後であっても週休日を変更することができるものとする。
 - (1) 品質管理、安全管理等のため作業を継続して行う必要がある場合
 - (2) その他工程の都合上やむを得ない場合
- 6 受注者は、当該工事が週休2日適用工事である旨を土木工事にあつては標示板の見えやすい位置に記載して工事現場に設置し、建築工事にあつては施設管理者の承諾を得て公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。この場合において、記載内容は、別記様式に定めるものを基本とするものとする。
- 7 受注者は、計画表に現場閉所等の状況を記入し、現場閉所等の状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等をいう。）とともに毎月7日（7日が閉庁日の場合は翌開庁日）まで及び工事完成後速やかに、工事打合せ簿により監督員に提出し、確認を受けるものとする。
- 8 週休2日を理由とする工期延長については、認めないものとする。
- 9 受注者は、週休2日を実施できなくなった場合は、速やかにその旨及び理由を工事打合せ簿により監督員に報告するものとする。
- 10 経費の補正は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 発注者指定型
月単位の週休2日の経費を見込んで発注し、現場閉所等の実績に基づき、完全週休2日（土日）を達成したと認めた場合は、完全週休2日（土日）の補正係数を適用して変更契約し、月単位の週休2日を達成できなかった場合は、月単位の週休2日の補正係数を除いて変更契約を行うものとする。
 - (2) 受注者希望型
週休2日の経費は見込まず発注し、現場閉所等の実績に基づき、達成した週休2日の区分に応じて完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の補正係数を適用して変更契約を行うものとする。
- 11 土木工事に係る経費の補正係数については、次の各号に掲げる現場閉所等の実績に基づき、当該各号に定める補正係数、別表土木工事市場単価の補正係数及び土木工事標準単価の補正係数を用いるものとする。
 - (1) 完全週休2日（土日）
 - ア 労務費 1.02
 - イ 共通仮設費 1.02
 - ウ 現場管理費 1.03
 - (2) 月単位の週休2日
 - ア 労務費 1.02

イ 共通仮設費 1.01

ウ 現場管理費 1.02

12 11(1)ア及び11(2)アに規定する労務費に係る補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

13 建築工事に係る経費については、次の各号に掲げる現場閉所等の実績に基づき、当該各号に定める補正係数を用いて労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費とする。）及び現場管理費を補正するものとする。

(1) 完全週休2日（土日）

ア 労務費 1.02

イ 現場管理費 1.01

(2) 月単位の週休2日

労務費 1.02

14 週休2日を達成したときは、工事成績評価表の「工程管理」及び「創意工夫」において評価するものとする。

週休2日を達成できなかった場合であっても、工事成績評価は減点しない。

15 計画表その他の提出資料に虚偽の記載等を行った場合は、指名除外措置の対象となる場合がある。

別表

土木工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休2日	完全 週休2日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及 び支管取付工	1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休2日	完全 週休2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02

(1) 土木工事

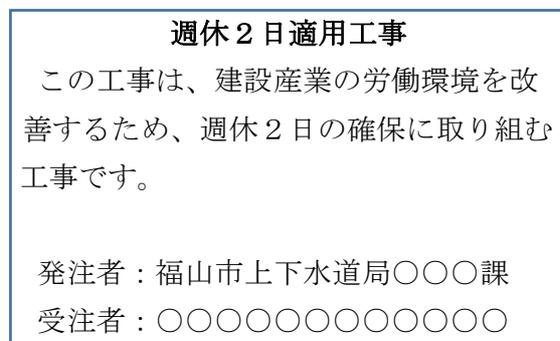


(2) 建築工事



(A 3 サイズ以上)

(3) 共通



(A 3 サイズ以上)

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 70 福山市 00-08.03.01(0) 1 公共(一般)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
	当世代 42 下水道工事 (4) 04 一般交通影響有り(2) 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0% 00 補正無し 01 金銭的保証(0.04%)	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
管路施設(管きょ更生工法)					Y1105 レベル1
	1	式			
管きょ更生工 補助					Y110501 レベル2
	1	式			
管きょ内面被覆工(製管工法)					Y11050101 レベル3
	1	式			
更生材料					Y1105010101 レベル4
		式			
更生管材 硬質塩化ビニル樹脂 既設管径 2200mm	9,185	m			F000000002 00
製管					Y1105010102 レベル4
		m			
製管工(自走式) 既設管径 2200mm	113	m			VSD201102 00
					単第0 -0001 表
更生管材溶接工					VSD201104 00
	13	箇所			単第0 -0003 表

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
裏込め					Y1105010103レベル4
注入口取付工 既設管径 2200mm		m3			VSD20120104 00
	1	スパン			単第0 -0004 表
支保工兼浮上防止工 既設管径 2200mm					VSD20120302 00
	113	m			単第0 -0006 表
支保材損料 既設管径 2200mm					VSF20120504 00
	1	式			単第0 -0007 表
注入工 既設管径 2200mm					VSD201204 00
	66	m3			単第0 -0009 表
注入用内部配管材損料(円形) 既設管径 2200mm					F0000000023 00
	113	m			
仕上					Y1105010104レベル4
		式			
本管口仕上工 既設管径 2200mm					VSD20130104 00
	2	箇所			単第0 -0013 表
取付管口穿孔仕上工					VSD201304 00
	35	箇所			単第0 -0015 表

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
仮設備					Y1105010105レベル4
製管設備設置撤去工（自走式）		式			
	8	回			VSD201503 00 単第0 -0016 表
巻出しリング作成工（自走式） 既設管径 2200mm					VSD201505 00
	1	回			単第0 -0018 表
製管機搬入組立工（自走式） 既設管径 2200mm					VSD201507 00
	1	回			単第0 -0019 表
製管機分解搬出工（自走式） 既設管径 2200mm					VSD201509 00
	1	回			単第0 -0020 表
機械器具損料					Y1105010106レベル4
機械器具損料		式			
	1	式			VSC201601 00 単第0 -0021 表
換気工					Y11050103 レベル3
	1	式			
換気設備					Y1105010301レベル4
		式			

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
換気設備工					VG1D2200001 00
	33	日			単第0 -0022 表
管口耐震化工 補助					Y110501 レベル2
	1	式			
管口耐震化工					Y11050102 レベル3
	1	式			
管口耐震化					Y1105010201 レベル4
		式			
管口耐震化工 既設管径 2200mm					VMA00104 00
	2	箇所			単第0 -0024 表
事前調査工 既設管径 2200mm					VMA002 00
	1	箇所			単第0 -0027 表
仮設工 補助					Y110501 レベル2
	1	式			
交通管理工					Y11050101 レベル3
	1	式			
交通誘導警備員					Y1105010101 レベル4
		式			

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員B 4名配置					R0369 00
	160	人			
** 直接工事費 ** #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
準備費					Z0005
準備費					YZZ05 レベル2
	1	式			
準備費					YZZ05001 レベル3
	1	式			
管きょ洗浄工					YZZ05001001 レベル4
		式			
管内洗浄工(スプレーガン洗浄・人力) 既設管径 2200mm					VSC3011 00
	113	m			単第0 -0030 表
既設管調査工					YZZ05001002 レベル4
		日			
本管潜行目視調査工 内径800mm以上					V2000 00
	113	m			単第0 -0033 表

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
換気設備工					YZZ05001003レベル4
換気設備工		式			VG1D2200001 00
	1	日			単第0 -0022 表
共通仮設費率分					Z0019
計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 共通仮設費計 **					
** 純工事費 **					
現場管理費 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 工事原価 **					
一般管理費率分 計算情報..... 対象額..... 率.....					前払補正率...

本工事費 内訳表

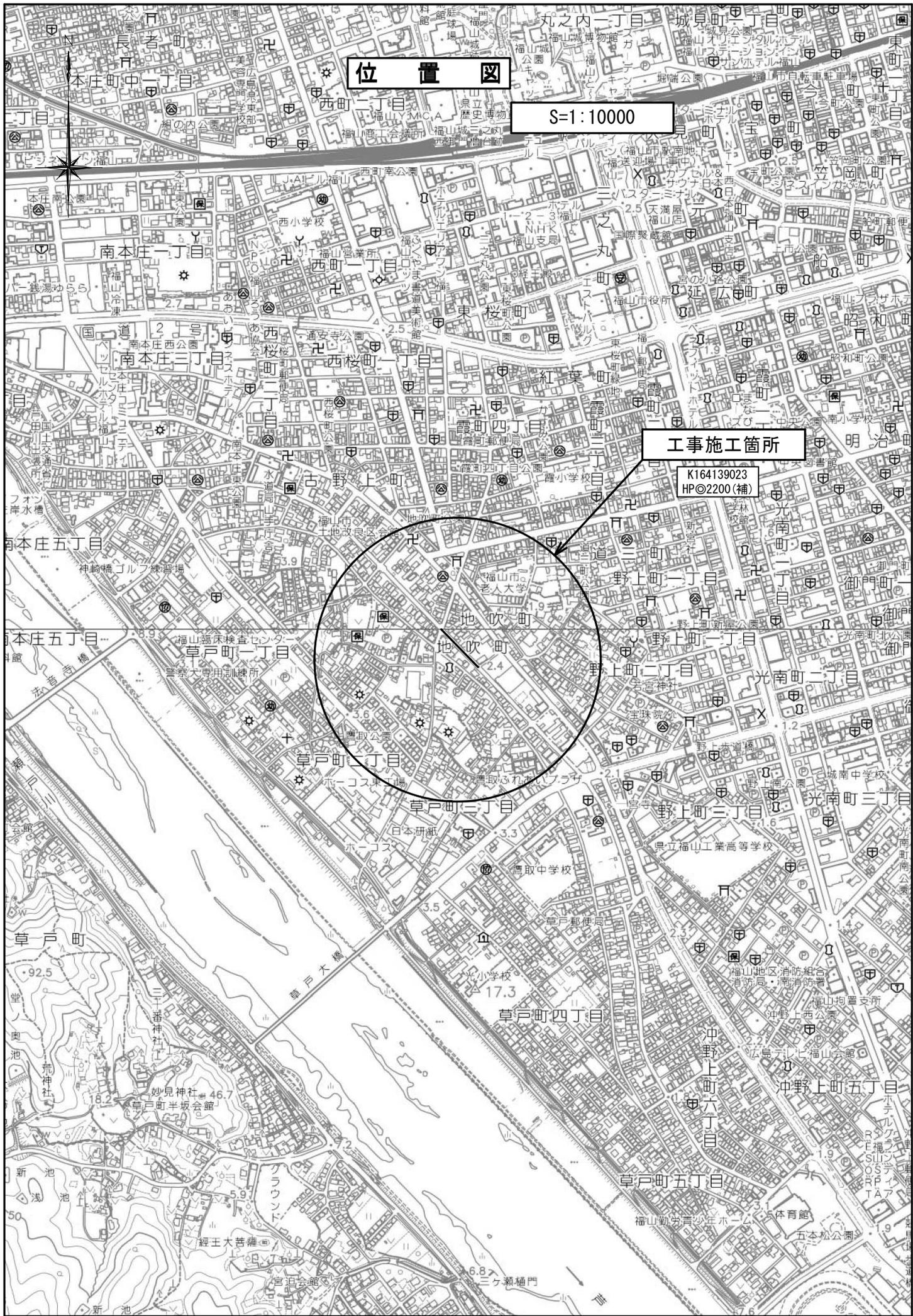
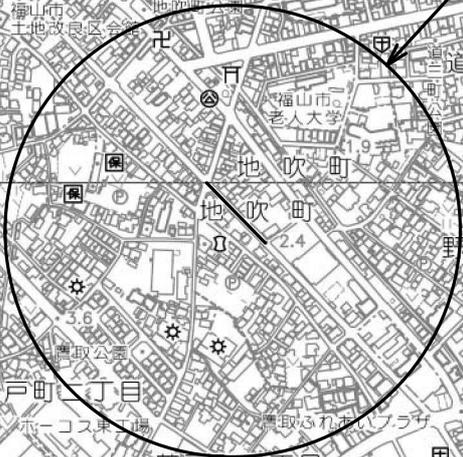
費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
契約保証費 計算情報..... 対象額..... 率.....					当初請対額 当初対象額
一般管理費計					
** 工事価格 **					
** 消費税相当額 ** 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 工事費計 **					
** 契約保証費計 **					

位置図

S=1:10000

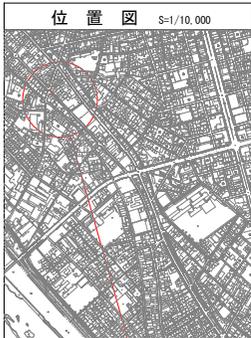
工事施工箇所

K164139023
HP◎2200(補)



路線名 南本庄沖野上線

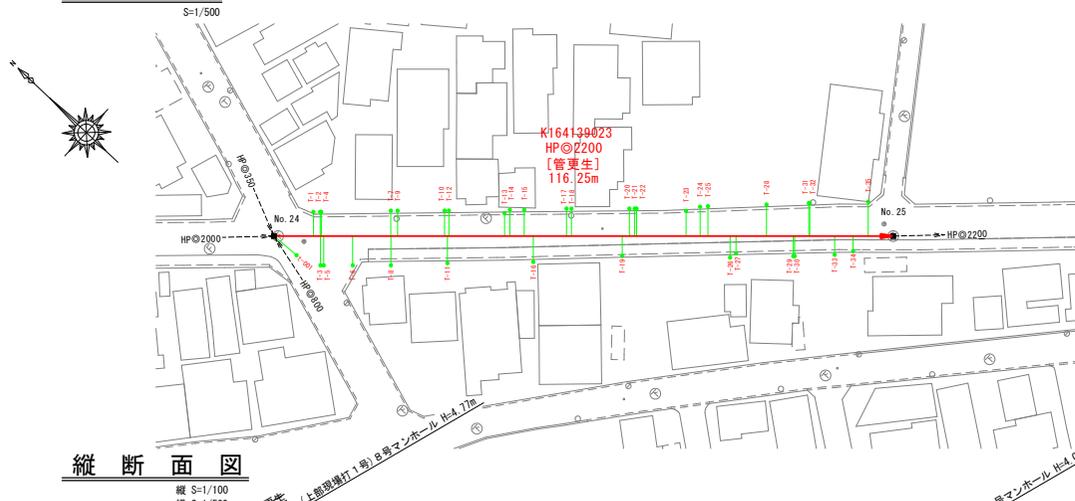
福山市上下水道局	
2025年度 都市計画 下水道事業	
工事名称	下水道管渠耐震化工事 (7-21)
工事場所	福山市地吹町外2カ町地内
図面番号	縮尺 図示
管渠埋設平面図 管渠埋設縦断面図・標準断面図	



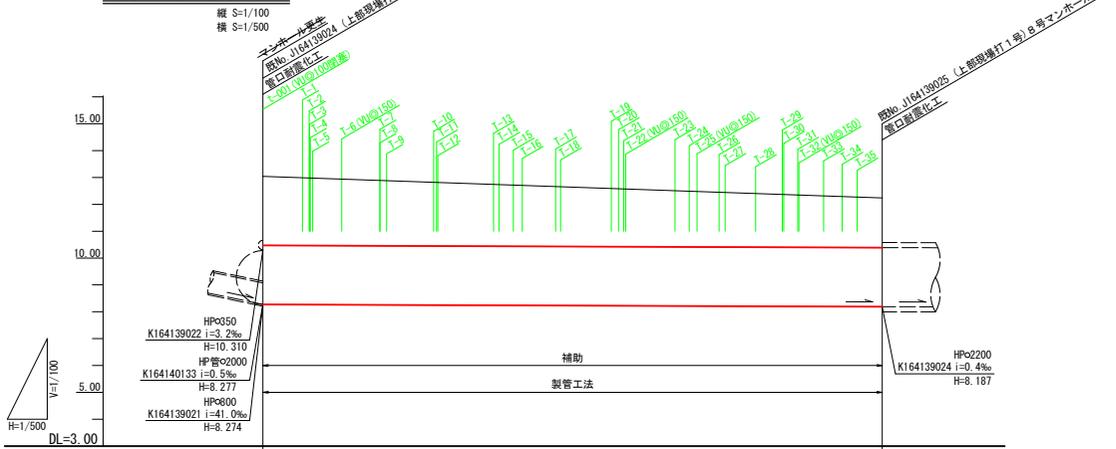
工事施工箇所

※この図面は縮小しています
(原図サイズ: A1)

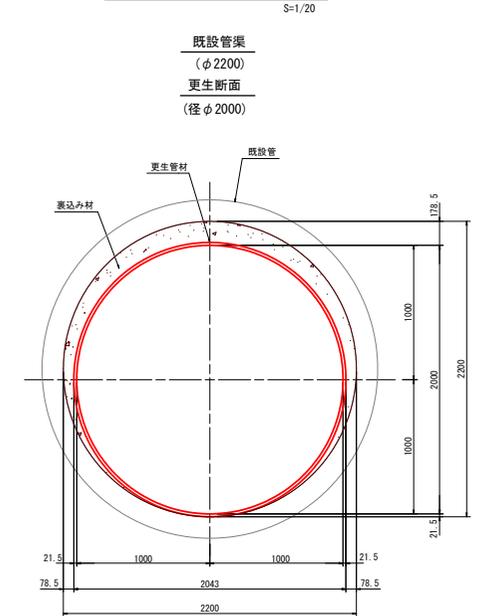
平面図



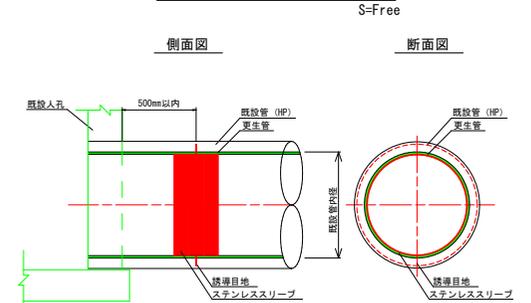
縦断面図



管渠更生断面図 (参考)



耐震化工法標準図 (参考)



※ 実施にあたっては事前調査を行い壁厚、管継手位置等の結果をもとに誘導目地の位置を決定すること。
※ コンクリート基礎以外のところに設置すること。

※取付管に、管径が表記されていないものはφ150とする。

位置	取付部 削孔工	管継合部 削孔工	取付管 突出し 等除去	モルタル 埋入	木の根 除去	取付管 閉塞
既No. 24 ~ 既No. 25	35	—	—	—	—	—

マンホール凡例			
○	1号マンホール	⊙	組立0号マンホール
⊙	2号マンホール	①	組立1号マンホール
⊙	3号マンホール	②	組立2号マンホール
⊙	4号マンホール	③	組立3号マンホール
⊙	5号マンホール	④	組立4号マンホール
⊙	6号マンホール	⑤	組立2号マンホール
⊙	7号マンホール	⑥	組立3号マンホール
⊙	8号マンホール	⑦	組立4号マンホール
⊙	9号マンホール	⊙	組立横内マンホール
⊙	10号マンホール	⊙	塩ビ製マンホール
⊙	11号マンホール	⊙	不明
⊙	12号マンホール		
⊙	特殊マンホール		

路線番号	K164139023	
管径	HPφ2200	
勾配	0.7	
区間延長	116.25	
管渠延長	113.25	
地盤高	13.04	12.24
土被り	2.38	1.66
管底高	8.270	8.187
掘削深		
追加距離	0.00	116.25

参 考 图 书

施工単価表

製管工（自走式）
既設管径 2200mm

VSD201102

単第0 -0001 表

1 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	1	人			R0210
トンネル特殊工	2	人			R0190
トンネル作業員	2.5	人			R0200
特殊作業員	2	人			R0010
普通作業員	2	人			R0020
機-16_発動発電機(ディーゼル発電機)運転 定格容量45kVA	1	日			SM1600042 単第0-0002 表
諸雑費	10	%			#01 昼間
1m当り(計/1日当り製管延長)		m			+00
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

更生管材溶接工

VSD201104

単第0 -0003 表

頁0 -0003

1

箇所 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	1	人			R0210
トンネル特殊工	2	人			R0190
トンネル作業員	2	人			R0200
普通作業員	1	人			R0020
塩ビ溶接機損料	1.7	供用日			F0000000003
諸雑費	50	%			#01
1箇所当り(計/1日当り溶接箇所)		箇所			+00
*** 単位当たり ***	1	箇所			

施工単価表

支保工兼浮上防止工
既設管径 2200mm

VSD20120302

単第0 -0006 表

1 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	1	人			R0210
トンネル特殊工	2	人			R0190
トンネル作業員	2	人			R0200
特殊作業員	1	人			R0010
普通作業員	2	人			R0020
諸雑費	3	%			#01
1m当り (計* (1/1日当り設置延長+1/1日当		m			昼間 +00
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

注入工
既設管径 2200mm

VSD201204

単第0 -0009 表

1 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
裏込め材2号	17.47	m3			F000000010
トンネル世話役	1	人			R0210
特殊作業員	2	人			R0010
トンネル特殊工	1	人			R0190
普通作業員	3	人			R0020
トンネル作業員	1	人			R0200
機-18_トラック運転 021_クレーン装置付 ベーストラック4t級 吊能力2.9t	1	日			SM1803020 単第0-0010 表
機-19_給水車運転 4t 121kW	1	日			SM19G0001 単第0-0011 表
機-16_発動発電機(ディーゼル発電機)運転 定格容量60kVA	1	日			SM1600042 単第0-0012 表
裏込注入プラント車損料 裏込め材1号・2号用	1	日			F000000012
諸雑費	1	式			#92
1m3当り(計/1日当り注入量)		m3			+00

施工単価表

取付管口穿孔仕上工

VSD201304

単第0 -0015 表

頁0 -0016

1

箇所 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	1	人			R0210
トンネル特殊工	1	人			R0190
トンネル作業員	1	人			R0200
特殊作業員	1	人			R0010
普通作業員	1	人			R0020
諸雑費	1	%			#01
1箇所当り					+00
*** 単位当たり ***	1	箇所			

施工単価表

製管設備設置撤去工（自走式）

VSD201503

単第0 -0016 表

頁0 -0017

1

回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	0.38	人			R0210
トンネル特殊工	0.75	人			R0190
トンネル作業員	0.75	人			R0200
特殊作業員	0.38	人			R0010
普通作業員	0.38	人			R0020
トラック運転 021_クレーン装置付 ベーストラック4t級 吊能力2.9t	3	時間			SM0103020 単第0-0017 表
諸雑費	2	%			#01 昼間
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

巻出しリング作成工(自走式)
既設管径 2200mm

VSD201505

単第0 -0018 表

1

回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
更生管材 硬質塩化ビニル樹脂 既設管径 2200mm	80.39	m			F000000002
トンネル世話役	0.13	人			R0210
トンネル特殊工	0.25	人			R0190
トンネル作業員	0.25	人			R0200
特殊作業員	0.13	人			R0010
普通作業員	0.13	人			R0020
機-16_発動発電機(ディーゼル発電機)運転 定格容量45kVA	0.13	日			SM1600042 単第0-0002 表
諸雑費	2	%			#01 昼間
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

製管機搬入組立工（自走式）
既設管径 2200mm

VSD201507

単第0 -0019 表

頁0 -0020

1

回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	0.19	人			R0210
トンネル特殊工	0.38	人			R0190
トンネル作業員	0.38	人			R0200
特殊作業員	0.19	人			R0010
普通作業員	0.19	人			R0020
トラック運転 021_クレーン装置付 ベーストラック4t級 吊能力2.9t	1.5	時間			SM0103020 単第0-0017 表
諸雑費	3	%			#01 昼間
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

製管機分解搬出工（自走式）
既設管径 2200mm

VSD201509

単第0 -0020 表

頁0 -0021

1 回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	0.13	人			R0210
トンネル特殊工	0.25	人			R0190
トンネル作業員	0.25	人			R0200
特殊作業員	0.13	人			R0010
普通作業員	0.13	人			R0020
トラック運転 021_クレーン装置付 ベーストラック4t級 吊能力2.9t	1	時間			SM0103020 単第0-0017 表
諸雑費	3	%			#01 昼間
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

管口耐震化工
既設管径 2200mm

VMA00104

単第0 -0024 表

1

箇所 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1	人			R0250
トンネル世話役	1	人			R0210
運転手(特殊)	1	人			R0140
トンネル特殊工	2	人			R0190
トンネル作業員	2	人			R0200
スリーブ材 既設管径 2200mm	0.5	箇所			F0000000054
シール材	20,672	cm3			F0000000053
トラック運転工 4t 2.0t吊	1	日			VMB002 単第0-0025 表
発電機運転工 45kVA	1	日			VMB001 単第0-0026 表
誘導目地切削機損料 既設管径 2200mm	1	日			F0000000049
ブレード損料	3.90	m			F0000000051
嵌合機損料 専用油圧ジャッキ	1	日			F0000000058

施工単価表

事前調査工
既設管径 2200mm

VMA002

単第0 -0027 表

1

箇所 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1	人			R0250
トンネル世話役	1	人			R0210
トンネル特殊工	1	人			R0190
トンネル作業員	1	人			R0200
ライトバン運転費	1	日			VMB003 単第0-0028 表
発電機運転工 2kVA	1	日			VMB00102 単第0-0029 表
軸流ファン 軸流式・定風量型 風量50/60(50/60Hz)m3/min風圧0.3/0.4kPa	1	日			M2240
ガス検知器 携帯式 間知対象O2,HC,H2S,CO	1	日			M1170039
雑材料	3	%			#01
1箇所当り(計/1日当りの作業量)					+00
*** 単位当たり ***	1	箇所			

施工単価表

管内洗浄工（スプレーガン洗浄・人力）
既設管径 2200mm

VSC3011

単第0 -0030 表

1 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
トンネル世話役	2.4	人			R0210
トンネル特殊工	2.4	人			R0190
トンネル作業員	4.8	人			R0200
普通作業員	4.8	人			R0020
高圧洗浄運転費 4t	16.06	時間			VSC301101 単第0-0031 表
給水車運転工 4t	6.00	時間			VS0006 単第0-0032 表
諸雑費	1	%			#01
1m当り（合計/洗浄延長）		m			+00
*** 単位当たり ***	1	m			

